

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、五條土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年九月二十日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（UAVレーザ測量）

二 測量の地域 五條市西吉野町平沼田

三 測量の期間 令和六年九月四日から令和七年一月三十一日まで